

障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

(平成十八年九月二十九日)
(厚生労働省告示第五百二十四号)

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第三十二条第二項の規定に基づき、障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準を次のように定め、平成十八年十月一日から適用する。

障害者自立支援法に基づく指定相談支援に要する費用の額の算定に関する基準

- 一 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第三十二条第二項の規定に基づき、指定相談支援(法第三十二条第一項に規定する指定相談支援をいう。以下同じ。)に要する費用の額は、別表サービス利用計画作成費単位数表により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて算定するものとする。
 - 二 前号の規定により指定相談支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。
- 改正文 (平成二十一年三月三〇日厚生労働省告示第一六二号) 抄
平成二十一年四月一日から適用する。

別表

(平 21 厚労告 162・一部改正)

サービス利用計画作成費単位数表

1 サービス利用計画作成費

イ サービス利用計画作成費() 850 単位

ロ サービス利用計画作成費() 1,000 単位

注

- 1 サービス利用計画作成費()は、指定相談支援事業者(法第 32 条第 1 項に規定する指定相談支援事業者をいう。以下同じ。)が、計画作成対象障害者等(同項に規定する計画作成対象障害者等をいう。以下同じ。)に対して指定相談支援を行った場合(注 2 に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を算定する。
- 2 サービス利用計画作成費()は、指定相談支援事業者が、計画作成対象障害者等に対して指定相談支援を行った場合(利用者負担額合計額(障害者自立支援法に基づく指定相談支援の事業の人員及び運

営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 173 号。以下「指定基準」という。)第 13 条に規定する利用者負担額合計額をいう。以下同じ。)の管理を行った場合に限る。)に、1 月につき所定単位数を算定する。

3 指定相談支援事業者が、指定基準第 15 条第 7 号、第 9 号から第 11 号まで(これらの規定を同条第 15 号において準用する場合を含む。)、第 13 号及び第 14 号に定める基準を満たさないで指定相談支援を行った場合には、所定単位数を算定しない。ただし、利用者負担額合計額の管理を行った場合については、所定単位数に代えて、1 月につき 150 単位を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、指定相談支援を行った場合(注 3 に定める場合を除く。)に、特別地域加算として、1 回につき所定単位数の 100 分の 15 に相当する単位数を所定単位数に加算する。

2 特定事業所加算 450 単位

注 次の(1)から(5)までに適合するものとして都道府県知事に届け出た指定相談支援事業所において、指定相談支援を行った場合(注 3 に定める場合を除く。)に、1 月につき所定単位数を加算する。

- (1) 指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成 18 年厚生労働省告示第 549 号)一の口に規定する相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員(指定基準第 3 条に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)を 1 名以上配置していること。
- (2) 指定基準第 19 条に規定する運営規定において、事業の主たる対象とする障害の種類を定めていないこと(他の指定相談支援事業所と連携することにより、事業の主たる対象としていない障害の種類についても対応可能な体制としていることを含む。)
- (3) 障害者自立支援法施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 19 号)第 6 条の 11 に規定する地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議に定期的に参加する等医療機関や行政との連携体制をとっていること。
- (4) 当該事業所の相談支援専門員に対し、計画的な研修又は当該事業所における事例の検討等を行う体制を整えていること。
- (5) 法第 77 条第 1 項第 1 号の事業の全部又は一部について、市町村から委託を受けていること。